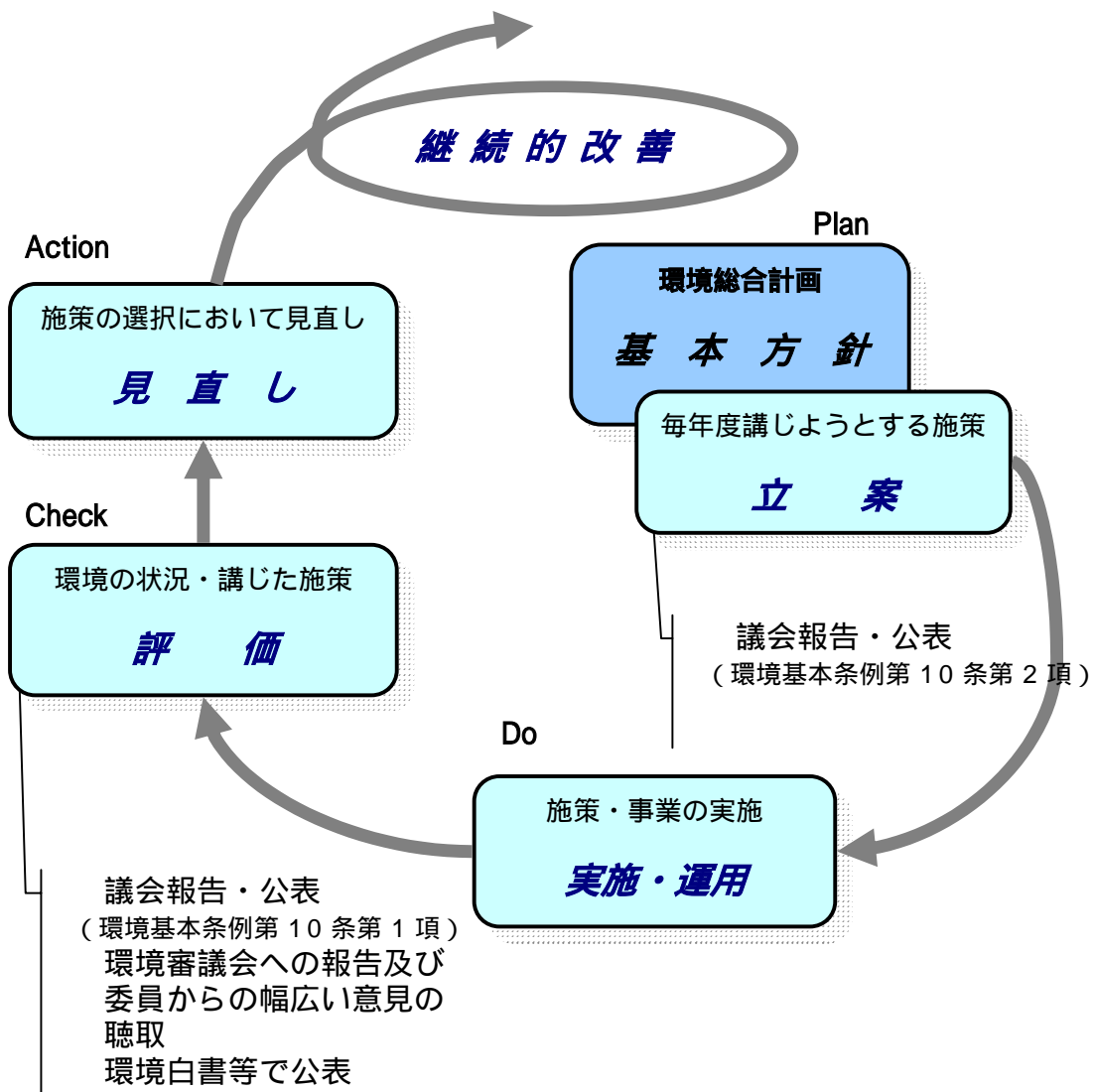


現行計画の進行管理について

毎年度、年次計画の報告と環境の状況と施策の実施内容の報告を府議会に行うとともに、環境審議会で委員から意見聴取を行い、それらを環境白書などにとりまとめて、広く公開している。



環境基本条例で規定
条例の規定なし

【参考】環境審議会からの意見

毎年度の主要施策の進捗状況を環境審議会で報告し、委員からいただいた意見及び府の考え方を環境白書で公表しています。

<平成19年度>

意見	府の考え方
<p>「大阪府環境白書」には様々な環境関連データが記載されており、また、ホームページ版には、より詳細なデータが記載されている。</p> <p>ホームページ版の詳細データを見てみると、最近の経年推移を示すデータの中で、5年分しか記載されていないものがあり、経年的な傾向を見るには不十分である。</p> <p>ホームページ版の詳細データは、紙面に制限がないのだから、推移データについては、少なくとも10年分のデータを記載されたい。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、平成20年版環境白書から、原則として、詳細データを含む全ての推移データについて、最近10年間のデータを記載することとします。</p> <p>ただし、集計方法や評価方法が途中で変更されデータに連続性のない事項などについては、適当と考えられる最大限のデータを記載しました。</p>
<p>産業廃棄物の不適正処理件数は、平成15年度から18年度まではどんどん減ってきていたが、平成19年度に増えている。この原因は何か。</p>	<p>産業廃棄物の不適正処理に対しては、早期発見、早期是正に努め、不適正処理を根絶するべく特に監視を強化しています。</p> <p>不適正処理が非常に多発している泉州地域においては、監視体制の強化のために、平成19年度から専任チームを設けて現地機能の強化を図っています。</p> <p>そのことにより、不適正処理件数は増えていますが、大部分は野外焼却等を中心とした小規模、単発的な事案であり、それらについては初期段階から是正させております。</p>